

農業集落排水(下水道)への早期の接続をお願いします

- ・農業集落排水による生活排水の浄化処理は、河川や湖沼の水質保全のために欠かすことのできないものです。
- ・農業集落排水は、各家庭からの排水管が施設に接続されてはじめて効果を発揮します。
- ・市町村の条例等により、処理施設の供用開始にあわせた速やかな配管(接続)工事の実施(供用開始後3年程度)が求められています。
- ・宅地内の配管工事は個人負担となりますが、負担軽減のための助成制度があります。

資金の融資制度

●日本政策金融公庫資金(農業基盤整備資金)

・宅地内配管やトイレ、風呂、厨房改修等に必要な資金に対する低利の融資制度です。

融 資 条 件	償 還 期 限	25年以内(うち据置期間は10年以内)
	金 利	0.70%(平成27年4月20日現在)
	限 度 額	工事内容によって異なります。
	対 象	供用開始から3年以内

●茨城県環境保全施設資金融資制度(霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域を対象)

・宅地内配管に必要な資金について、取扱金融機関から融資を受ける場合に県が利子分を全額補給します。

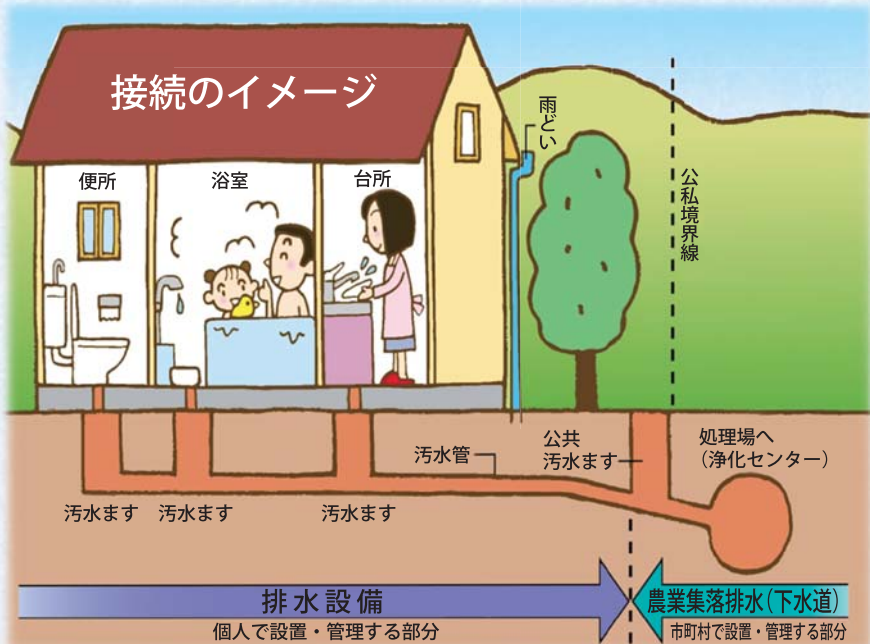
融 資 条 件	償 還 期 限	5年以内(うち据置期間は6ヶ月以内)
	限 度 額	200万円
	取 扱 金 融 機 関	常陽銀行、筑波銀行ほか

費用の補助制度

●茨城県農業集落排水施設接続支援事業(霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域を対象)

・宅地内配管に要する工事費の一部を市町村を通して補助します。

補 助 条 件	対 象	供用開始から3年以内
	補 助 額	市町村が補助する額の1/2以内(2万円/戸を上限)



詳細については、お住まいの市町村の農業集落排水(下水道)担当窓口へお問い合わせください。